財団法人中華民国証券グレタイ売買センター

グレタイ売買市場上場会社業種区分及び調整要点

一、初回グレタイ売買市場株式上場会社の業種を確実に区分するため、並びに会社のグレタイ売買市場上場後の事業内容の変更による調整が必要となるため、本要点を定める。

二、本要点は行政院主計処（Directorate General of Budget, Accounting and Statistics；DGBAS）により作成された「中華民国産業分類基準」及び「文化創意産業発展法」に準じて、グレタイ売買市場上場会社の産業を以下の通り分類している。食品工業、プラスチック工業、紡績繊維、電機機械、電器ケーブル、化学工業、生物科学技術医療業、ガラス陶磁、鋼鉄工業、ゴム工業、半導体業、コンピュータ及び周辺設備業、光電業、通信インターネット業、電子部品業、電子販路業、情報サービス業、その他電子業、建材営造、海運業、観光事業、金融業、貿易百貨、オイル・ガス・電気業、文化創意業及びその他等26種の産業。本センターは市場の需要に応じて主務機関の許可を得て産業種類を追加又は変更することができる。

三、発行会社が始めてグレタイ売買市場への株式上場を申請する際に、直近2年度の財務報告が以下各号のいずれかの状況に該当する場合、各号の規定により産業種類を区分する。

（一）直近2会計年度の財務報告における、取り扱っているいずれかの業務の売上高の総売上高に占める比率が50%を超えた場合、当業務をそのグレタイ売買市場上場の業種とする。

（二）直近1会計年度の財務報告における、取り扱っているいずれかの業務の売上高の総売上高に占める比率が80%を超えた場合、当業務をそのグレタイ売買市場上場の業種とする。

（三）会社が前二号の規定により産業種類を区分できない場合、「その他業種」をそのグレタイ売買市場上場の業種とする。

②発行会社が始めてグレタイ売買市場上場を申請する、又はグレタイ売買市場上場会社が生物科学技術医療業への変更を申請する際に、生物技術又は生物科学技術食品の製造販売を主要な業務とする場合、行政院衛生署等関連主務機関の許可を取得した後、生物科学技術医療業へ分類されることができる。また、発行会社が始めてグレタイ売買市場上場を申請する、又はグレタイ売買市場上場会社が文化創意業への変更を申請する際に、文化部などに関連する主務機関から許可を取得した後、文化創意業へ分類されることができる。

四、初めてグレタイ売買市場への株式上場を申請する会社の業種区分について、本センターは、本要点三に従い分類する際、当該会社の主要製品の機能、用途及び部門別営業損益比率、資産分配比率及びその他関連証拠資料を総合的な参考にする必要がある。

五、本センターは、各グレタイ売買市場上場会社の業種を毎年検討し、その事業内容の変更又は経営戦略の見直しに対し、証券取引法第36条の規定に基づく直近2会計年度の財務報告を基に、要点三及び要点四の規定に従い、業種の再調整を公告し、主務機関へ申し立てる。

②グレタイ売買市場上場会社は、年度財務報告を申告した後の1ヶ月内に業種の調整を本センターへ申請することができる。

③第①項及び第②項による業種の調整時に、グレタイ売買市場上場会社が追加した営業項目は要点三に規定されている売上高基準に達しているが、部門別データによる計算の結果、当該運営部門の利益が年度決算時の資本金の2%以上に達していない場合には、調整は行われない。

④グレタイ売買市場上場会社が営業収益に基づき適切な業種へ分類できない場合、又はその他の特殊な原因により適切に分類できない場合、本センターは適切な業種へ調整することができる。

六、本要点は主務機関の承認を得た上で施行される。改正時も同様である。